



測定随時受付中

ちくりん舎は、行政から独立して放射能汚染を監視・測定、情報発信する市民団体・個人の共同ラボです。

市民放射能監視センター

●共同ラボ & 事務所

〒190-0181

東京都西多摩郡日の出町

大久野 7444

●電話 & FAX

042-519-9378

●電子メール

lab.chikurin@gmail.com

目次

- 危険な汚染土「復興再生利用」 1
- 大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟 ～特措法の憲法違反について～ 4
- 「リネン吸着法絶対値評価プロジェクト」その後の報告(2) 6
- 「環境放射能」研究会ポスターセッションで発表 7
- 会員募集 8

危険な汚染土「復興再生利用」

環境省は圧倒的な反対意見を無視するな！省令改正決定の撤回を

3月28日、環境省は汚染土「復興再生利用」の省令改正(案)パブコメに20万を上回る反対意見が寄せられたにもかかわらず、「修正なし」と判断、同日省令公布、4月1日から施行すると発表しました。国民の声に真摯に向き合わない環境省に抗議します。

環境省は大熊・双葉両町にまたがる中間貯蔵施設に埋設された膨大な量の汚染土(除去土壌)のうち8000 Bq/kg以下の汚染土を「復興再生利用」という新造語でごまかし、福島県内を含む全国各地で道路や農地造成盛土などに「再利用」、実質的に最終処分を行う計画です。現行法で決められているクリアランスレベル(放射能汚染廃棄物としてみなさず制限なく再利用できる基準)である100 Bq/kgを事実上80倍にも緩め、廃棄物とは区別されていた土壌にまでそれを適用するという暴挙です。放射能ばらまきに反対して環境とヒトの健康と命を守る闘いは、全国的な運動として止めるべき局面に入りました。世論と運動を強めて放射能ばらまき計画を止めていきましょう。

<環境省は形だけの難解なパブコメを実施>

1月17日、環境省は、除去土壌の再生利用に関する省令改正(案)

のパブコメを実施しました。このパブコメは、「意見を受け付けたくない」という環境省の意図を露わにしたもので、専門家でも理解に苦しむ大変分かりにくいものでした。省令改正(案)の趣旨や概要説明もなく、いきなり省令の「改正」点、追加点のみを記した縦書きの省令改正(案)文を提示したのです。しかも縦書きのPDF文書を90度横に並べた形のファイルが表示されます。参考として上げられた「ガイドライン(案)」やその他の文書はリンクをクリックすると、環境省のHPの該当の文書リンクが載っているページに移動するだけです。たくさん並んでいるリンクの中から、該当の参考文書を見つけるだけでも大変な時間と労力を必要とします。

地元紙「福島民友」でさえ環境省方針を基本的に支持する立場からではあるものの、「意見公募、難解な資料 除染土壌再生利用基準案」「公表資料の難解さや公募手法自体を疑問視する声も多く出ている」と報じざるを得ないようなものでした。

<「除去土壌の再生利用」が「復興再生利用」に>

今回の省令改正(案)で驚いたのは、それまで、「除去土壌の再生利用」と説明していたものが「復興再生利用」となっている点です。昨年、

ちくりん舎は新宿代々木市民測定所、放射能ゴミ焼却を考えるふくしま連絡会と連携して、所沢市、新宿御苑周辺で反対の声を上げた市民グループ・個人、法律専門家、科学者などが集まる「放射能拡散に反対する会（以下：反対する会）」を立ち上げました。「反対する会」では昨年、4回の環境省ヒアリングを行ってきました。その都度問題にされたのが、省令の基となる汚染対処特措法では、除去土壌について「収集、運搬、保管及び処分」と規定しており、「再生利用」の文言はないことでした。他の法律では「処分」と「再生利用」は明確に別の概念として定義されており、「処分」に「再生利用」の意味を含むという環境省の強引な説明に批判が集中しました。「復興再生利用」、「復興に資することを目的として再生資材化した」という文言からは「放射能汚染した」という意味合いは消えています。こうした言葉の置き換えによるゴマカシは、厳密に正確な規定が必要な法律や省令、ガイドラインなどに恣意的解釈を持ちこむ前例を作ってしまう重大な問題であると考えます。

<対象は福島県を含む「全国」―福島県内での「復興再生利用」名目で県内処分が可能に>

さらに驚くべき点は、この復興再生利用の対象が「全国」となっている点です。これまで、環境省は「除去土壌の再生利用」の必要性として、「大熊、双葉両町との約束で、中間貯蔵施設内の除去土壌は30年後の2045年までに**全て県外処分が必要**」（傍点は筆者、以下同）、「**県外処分のためには減容化が必要**」、「**処分には再生利用も含まれる**」と説明してきました。そうであれば「復興再生利用」の対象は「福島県を除く全国」とならなければなりません。「処分に再生利用が含まれる」ならば、「復興再生利用」は「処分」そのものであり、30年後までに「全て県外処分」という説明と明らかに矛盾します。このような矛盾に満ちた施策は、何よりも中間貯蔵施設に指定された地域の地権者をはじめとして原発事故被害者を愚弄するものです。

福島原発事故で発生した大量の汚染廃棄物をどのように処分すべきか。原理原則に立ち返っ

て方針を決めるべきです。何よりもまず求められるのは原発事故直後に緊急対応的に制定された汚染対処特措法の抜本的見直しに向けた国会審議です。さらに放射性物質に関する環境基準の制定、現行のクリアランスレベル（100Bq/kg以下）に基づく汚染廃棄物の集中管理、隔離、モニタリング、原子炉等規制法に則った「発生源責任」に基づいた必要な措置を実施することではないでしょうか。

<環境省・IAEA（国際原子力機関）の狙いは、汚染廃棄物処理基準の大幅緩和>

2024年9月、環境省はIAEA（国際原子力機関）専門家会合の最終報告を発表しました。反対する会は即座に、この最終報告書を分析・検討、それを抗議声明という形でまとめ、環境省、IAEAに送りました。IAEA専門家会合最終報告では以下のような一文が含まれています。

「除去土壌の再生利用に関する先進的な取組から得られた知見は、他国が参考にできる有益なケーススタディである。国際的なフォーラム、出版物、メディアを通じた国際社会への普及が奨励される。」このことから判る彼らの真の狙いは、今後世界で起こりうる過酷事故の後始末や増加する廃炉処理に際し、汚染廃棄物規制の大幅緩和による被ばく防止対策の大幅コスト削減にあることは明らかです。

<汚染土再利用は、その全工程でセシウムを含む微小粉塵を発生させる>

図1は汚染土再利用に関わる全工程を示したものです。

図中で黄色に色付けした四角で囲まれる部分が、セシウム等放射能を含む土壌粉塵が発生する可能性のある工程です。環境省が汚染土再利用について説明する文書では図の左下の完成した姿とそこでの実証実験結果などを示しています。これは作為的なものといえませぬ。汚染土再利用は、そのほとんど全工程で放射能を含む微小粉塵を発生させます。

特に注目すべきは図の左下端の部分です。

8000 Bq /kg の土壌がクリアランスレベルに減衰するまでに 190 年、事故前の数 Bq /kg 程度に減衰するまでには 350 年もかかります。近年の気候変動の下で、各地で集中豪雨、巨大台風などによる堤防決壊、洪水、土砂崩れなどが相次いでいます。日本国中どこにおいても、100~200 年もの長期間にわたり、このような自然災害から免れることができるかと想定するのは非現実的です。一旦大規模な洪水、土砂崩れなどが起これば、覆土もろとも汚染土は広い範囲に流出してしまいます。汚染土が乾燥すれば、 μm レベルの微小粉塵が大気中に舞い上がり拡散することは明らかです。

＜微小粉塵は広範囲に拡散、労働者だけでなく周辺住民にも吸入による内部被曝をもたらす＞

微小粉塵 (PM2.5: 粒径 2.5 μm 以下の粉塵) は肺の奥の肺胞に長期間沈着し、被曝リスクが高いことは ICRP (国際放射線防護委員会) においても報告されています*¹。また浮遊粒子状物質 (SPM: 粒径 10 μm 以下の粉塵、PM2.5 も含む) は大気中を浮遊し続け広範囲に拡散することが知られています。私たちが大崎市における放射能ごみ試験焼却時にリネン吸着法で調査した結果では、こうした微小粒子は風に流されて数キロメートルの広い範囲に拡散することが確認されました*²。またハウスダスト (掃除機の塵) と尿検査による調査結果からは、

農作業で屋外にいる時間が長いほど土壌粉塵吸入による内部被曝をしている実態が明らかになりました。南相馬市住民の調査では土壌粉塵吸入でボディあたり 270 Bq ものセシウムを慢性的に体内にため込んでいる人がいることが判明しました。

これらのことから言えるのは、汚染土再利用工事や自然災害による汚染土流出は、その工事に携わる労働者だけでなく、放射線に特に弱いとされる妊婦、乳幼児、子どもを含む周辺住民にとっても、内部被曝の危険性が極めて高いということです。

＜産官学一体で原子力産業に予算を垂れ流す「復興」ではなく原発事故被害者の納得できる救済と賠償を＞

除染と中間貯蔵施設設置、減容化、再生利用は初めからセットで進められてきました。環境省は除染開始と同時に、減容化の様々な技術開発を提案する原発産業に、予算を湯水のように投じてきました。既に中間貯蔵施設と減容化研究で 2.2 兆円を費消しています。これらの計画は環境省と原発ゼネコン、御用学者が一体となった「産官学」のリードで進められています。原発事故被害者、住民はコミュニケーションする相手としてではなく「理解醸成」の対象として、電通などの広告代理店に予算をつぎ込み、洗脳する対象として位置づけられています。今後の汚染土再利用、減容化に一体どれほどの予算が掛かるのか環境省は明らかにしていません。8000 Bq /kg 超えの除去土壌についても熱処理など様々な手法で究極の減容化を狙っています。汚染土再利用と減容化は原発産業にとって打ち出の小槌なのです。原発事故被害者そっちのけの「復興」・放射能ばらまきにストップをかけていきましょう。

* 1 ICRP Pub.66 1994.

* 2 ちくりん舎ウェブサイト記事

<https://chikurin.org/wp/?p=5558>



図 1. 汚染土再利用の全工程。環境省の中間貯蔵減容化に係る各 WG の資料から筆者が編集作成したもの

大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟 ～特措法の憲法違反について～

大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟原告弁護団 草場裕之

大崎市放射能ごみ焼却住民訴訟は昨年 12 月 25 日、仙台高裁にて不当判決により原告の訴えは退けられ棄却されました（ちくりん舎ニュース 38 号参照）。控訴人団・弁護団は判決当日に上告する旨の声明文を発出しました。最高裁での闘いのための第一関門が上告理由書の提出です。最高裁では主に憲法判断や法律の統一解釈についての審理となります。

3 月 18 日、原告弁護団は上告理由書を提出しました。この上告理由書では、前述の最高裁審理の特質を踏まえ、大崎市放射能ごみ一斉焼却の法的基礎である、「放射性物質汚染対処特措法」（以下特措法）が憲法 13 条（「幸福追求権・平穏生活権」）と憲法 14 条（「法の下での平等」）に反することをポイントとして立論しています。福

1. 特措法は憲法違反の法律（法令違憲）・特措法の適用方法は憲法違反（適用違憲）

本件試験焼却は特措法に基づいてなされたものであることから、特措法そのものが憲法違反の法律であり原発事故から 14 年も経過した現在も見直しがなされていないことの違憲性を主張したのです（後記の法令違憲）。

また、仮に特措法そのものが憲法違反だと言えないとしても、福島原発の爆発が撒き散らした放射性物質で被ばくした原告らの居住地域（これを「第 1 次被ばく地」と呼称することにする）において特措法を適用し 8000 Bq/kg 以下の放射性廃棄物を焼却することは、もっとも放射能から手厚く保護されるべき原告らを乱暴かつ不平等に扱うことになり、そのような特措法の適用のしかたは憲法に違反しているとの主張を行いました（後記の適用違憲）。

2. 特措法は憲法 13 条が保障する人格権を侵害する法令違憲

ア 特措法と同法規則（以下「特措法等」と記載）が定める 8000 Bq/kg は一般廃棄物として処理して良いという基準はという基準は、本件原発事故前の原子炉等規制法で定められていたク

島原発事故により放射能汚染影響を受けた地域の住民は、放射線被曝について影響を受けなかった地域の 20 倍（年間 20 ミリシーベルト）の被ばくまで強要されたり、80 倍（8000Bq/kg）もの高い濃度の汚染物を一般ごみと同等扱いで良いとするような環境で生活することを強要されている実態は、汚染影響を受けなかった地域住民と比べ、健康影響のリスクにさらされることになるため、特措法自体が憲法 13 条、14 条に違反している、ということです。今回の上告理由書は被曝を避ける権利を考える上で大変重要な意味を持ちます。

原告弁護団の草場裕之弁護士に上告理由書のポイントをまとめていただきました。（太字の小見出しはちくりん舎で挿入したものです）

リアランスレベル（放射性物質利用に伴い発生する廃棄物等の処理等安全性のための最低限の基準）である 100 Bq/kg を 80 倍も緩和するものであり周辺住民の憲法 13 条が保障する人格権を侵害するものであり法令違憲である。イ 環境省はこの大幅な緩和措置の合理性には何ら科学的根拠を示していない。

特措法等が一般廃棄物として取り扱うことを許した 100 Bq/kg 超 8000 Bq/kg 以下の放射性廃棄物について、福島原発事故に由来しないものは原子炉規正法により地下構造物に収めて地中 300 年から 400 年に長きにわたって保管するように義務づけられている。

環境省はシナリオ評価なるものによって 8000 Bq/kg が安全な基準であるかのように科学的な装いをこらしているが、実際には同一の放射能を有する廃棄物について原子炉規制法の厳格な管理を、80 倍も緩和することについて何ら科学的な説明はなされていない。

仮に、8000 Bq/kg 以下の放射性廃棄物を一般廃棄物として扱っても作業員や周辺住民の健康に何の影響も与えず安全というのであれば、福島原発事故由来以外の放射性廃棄物も一

般廃棄物として取り扱えるように原子炉規制法を廃止して特措法を一般法に変更するはずであるが、そのような取扱にはなっていない。これこそが、特措法による 8000 Bq/kg 以下への緩和が非科学的な人格権侵害であることの証左といえる。環境省は、こうした根拠薄弱な 8000 Bq/kg という基準緩和根拠を補うために、IAEAのお墨付きをもらっていると説明するが IAEA は 8000 Bq/kg 以下を一般廃棄物として焼却することについてお墨付きを与えてはおらず、埋立処分について言及しているに過ぎない。

以上より、特措法が憲法 13 条に違反していることは明らかである。

3. 大崎市放射能ごみ一斉焼却は特措法の運用・適用において憲法 13 条違反

- ・ 本件試験焼却は既に被ばくしている原告らの周辺で放射性廃棄物を焼却するために最低限必要な以下の手続きを欠いており、そのような特措法の運用が憲法 13 条に違反する。

- ・ 本件焼却施設で現に使用されているバクフィルターの性能・運用実験は施行されておらず、福島県内の 2 つの焼却施設のバクフィルターの実績表だけが示され、原告らの健康被害の可能性が残り、かつ、不安も取り除けていない。

- ・ 本来長期間地中深く管理するべき放射性廃棄物を焼却によって微粒子の形にして再拡散することの危険性と、農水省が推奨していた地中深くにすき込む方法やその他の管理方法との比較を行いメリットデメリットを検討していない。したがって、上告人らの健康被害の可能性と不安を最小限にとどめるための手続きが履践されていない。

- ・ 本件試験焼却によって排出される放射性物質の総量を検討するために、被告側が実施するべき物質収支の計算を行い環境中に排出される具体的な放射性物質の総量を計算する手続きがとられていない。この計算を行わなければ本焼却に向けての「本件試験焼却」の意義は失われる。本来なら地中深く閉じ込めておくべき物質を微粒子として拡散しても平穩生活権侵害とならないことを原告らに対して示すのは被告側が為すべき最低限の手続きである。

- ・ 本件試験焼却実施中の常時の放射性物質放出量の測定というモニタリング体制がとられていない。焼却施設においてはバクフィルターの破損は一定の確率で発生しており、その際に大量の放射性物質が上告人らの周辺住民の環境内に出てくることになるので、毒性物質への被ばく状況を常時確認しなければ、本焼却に向けての「試験」焼却の意義は失われる。本件試験焼却においては排ガス検査は実施されているものの、一般廃棄物と混焼することによって単位時間あたりの放射能は弱くなることを想定し、必ず検出限界値未満となるように恣意的に検出限界値を設定したものであって、住民の平穩生活権保障には全く役に立たない。

4. 大崎市放射能ごみ一斉焼却は特措法の運用・適用において憲法 14 条違反

- ・ 第 1 次被ばく地において 8000 Bq 以下の放射性廃棄物の焼却が実施されていることは憲法 14 条 1 項の平等原則に違反しており、本件試験焼却は特措法の適用違憲となる。

- ・ 憲法 14 条の平等原則は、すべての人が法の下に平等であることを定めている。

- ・ 特措法は、全国一律の適用されるような一般法の形をとっているが、福島原発の爆発で被ばくしている地域において焼却処分が実施されるような運用となっている。したがって、第 1 次被ばく地に居住する原告らの憲法 13 条に基づく平穩生活権の保障が他の地以外の住民の権利保障に比べて著しく劣るものである。放射性廃棄物の焼却処理は、福島第一原発爆発によって被ばくした第 1 次被ばく地で実施されているという実態がある。本件試験焼却はそのような国と宮城県の基本政策に基づく本焼却に向けて実施されたものなのである。放射能の健康被害から最も保護されるべき第 1 次被ばく地の住民が本件焼却によって第 2 次被ばくさせられているのである。

- ・ そして、本来なら地中に長期間保管されるべき毒性のある放射性物質に晒されるという差別的取扱いに釣り合うような合理的な理由を見出すことはできないから、本件試験焼却は憲法 14 条に違反する特措法の運用なのである。

「リネン吸着法絶対値評価プロジェクト」その後の報告(2)

本プロジェクトの目的は一言で言えば、「リネン吸着法が大気中のセシウムを含む微小粉塵を効果的に捕捉していることを、定量的に科学的に裏付ける」

ということになります(ニュース第37号参照)。これまでの経過は以下のようになります。

日付	内容	場所
2024.10.24 ~11.24	吸気口、排気口にパーテクルカウンタを、内部にリネンを設置した実験ボックスを用いて、リネンの粒径別の粒子吸着率と吸気風量の関係等を調査。	ちくりん舎
10.24~11.4	双葉町中間貯蔵施設北側に実験地点を設け、屋外リネンを設置して事前データを収集。	福島県双葉町
11.26~12.26	同地点に実験ボックス、エアダストサンプラ、屋外リネンを設置し、各データを収集(第1回目)。	福島県双葉町
2025.1月~3月	各検体のセシウム量を測定し比較、実験結果を分析。	ちくりん舎

(1) 第1回フィールドデータ収集結果のまとめ

右図1が双葉町での第1回フィールドデータ収集の様子です。

事前測定と第1回フィールドデータ収集の結果をまとめると下表のようになります。

①と②から実験地点でのリネン吸着法結果は再現性があり、 $0.2\text{mBq}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ であることの信頼性は裏付けられた結果となりました。

④の邪魔板とは実験ボックス内に設置したボックス内の風の流れを均一にするためのものです。邪魔板は実験ボックスと同じ材質でできています。これが不検出ということは、実験ボックス内面にもセシウムの微小粉塵の付着はないと言えます。

⑥は福島県が設置しているエアダストサンプラデータ(双葉町郡山)の同時期の結果が $0.087\text{mBq}/\text{m}^3$ であることから、ほぼ信頼できる値と考えます。

(2) 実験ボックス内リネンの結果と屋外リネンの結果の比較

項目	設置期間	リネン吸着法測定結果 Cs137 付着率 ($\text{mBq}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$)
①事前設置屋外リネン	2024/10/21 - 11/4	0.21 ± 0.11
②第1回 屋外設置リネン	2024/11/26 - 12/26	0.20 ± 0.06
③同上 実験ボックス内リネン	2024/11/26 - 12/26	0.06 ± 0.03
④同上 実験ボックス内リネン	2024/11/26 - 12/26	ND(0.089)
⑤同上 エアダストサンプラ	2024/11/26 - 12/26 風速 $500 \text{ l} / \text{分}$ 、 $20,000\text{m}^3$	$0.068 \pm 0.016\text{mBq}/\text{m}^3$



図1 双葉町第1回フィールドデータ収集の様子

屋外リネンに当たる風の速度は常に変化しますが、実験ボックス内のリネンに当たる風の速度は一定です。リネンが風速の変化に影響されず微小粉塵のみを効果的に吸着していると仮定すれば、屋外リネンと実験ボックス内リネンのCs137付着率は同じ値になるはずでした。

しかし、③の実験ボックス内リネンは $0.06\text{mBq}/\text{m}^3 \cdot \text{h}$ で、屋外リネンの約3分の1の値しかありませんでした。

これについては、実験ボックス内の風通しが悪く、風量が足りなかったことが原因として考えられますが、別の要因の可能性もあるので、引き続き条件を検討中です。

「環境放射能」研究会ポスターセッションで発表しました ～垣間見た日本の「ものいえぬ」研究者の実態～

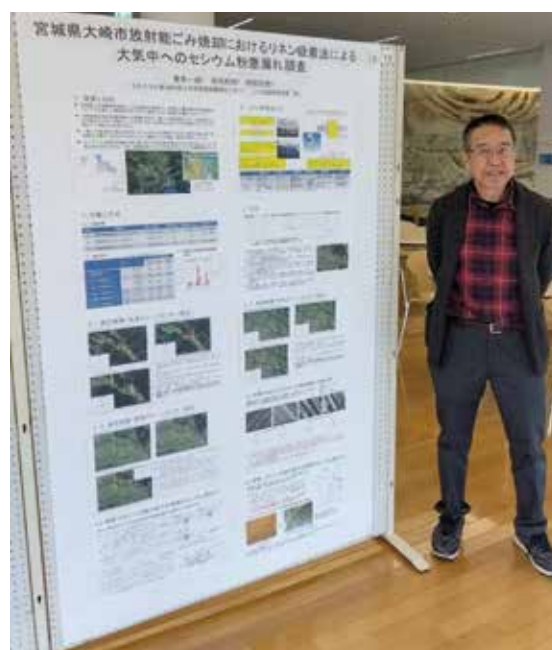
3月12日から14日「環境放射能」研究会に参加しました。同会は主催：高エネルギー加速器研究機構放射線科学センター、日本放射化学会アルファ放射体・環境放射能部会、共催：日本原子力学会保健物理・環境科学部会、日本放射線影響学会、日本放射線安全管理学会とあるように、国内の放射能・放射線関連の主要な学会が名を連ねています。この研究会は、1999年東海村JCOでの臨界事故発生を契機に発足し、緊急時の対応策や再発防止など、個別の学会では不十分な横断的対応ができるように、関連学会が日常的に連携を深めておくという高尚な目的があったようです。

これまで私は同研究会で2回ほど口頭発表（1回はコロナ対応のためオンライン開催のみ）しています。今回はポスターセッション展示の形で参加しました。2回のリアル参加を通じて感じたことは、設立の崇高な理念とは裏腹に、おそろしく専門的で狭い範囲の研究や、原発推進、環境省や東電の福島原発事故対応を正当化するような発表ばかりで、少しも面白くありませんでした。

今回も初日午後の最後の講演が、元電力中央研究所で現在は筑波大放射線・アイソトープ地球システム研究センターのT氏のものでした。「ALPS処理水の海洋放出影響-シミュレーションによる評価と検証」というもの。盛んに「これだけ汚染しているから、少く出してもかまわないという立場ではない」と防衛線をはりながら、結局、ALPS処理水から出すトリチウムも他核種も大したことがない、という結論でした。質疑で思わず手を挙げて、「ALPS処理水の海洋放出の評価報告メンバーでIAEA評価用の文書執筆にも関わったというので

お聞きするが、その中でモルタル固化案や大容量タンクの検討はしたのか？」と質問すると、「その件については私の担当外」「経産省がムニャムニャ……」。私が、「公聴会でも具体的に提案された。科学者こそ、こういう案も真剣に検討すべきではないか」と発言しました。ここで、コーディネーターが、「あなたの質問は他の人の質問時間を奪っている」と、いきなり介入してきました。その間、数分。そんなに長い時間をやり取りしているわけではありませんでした。T氏が「私は海洋放出に賛成です」というので、「そのわけは？」と質問すると、「モニタリングできるから」と。私も負けずに、「大容量タンクや、モルタル固化ならモニタリングなど不要だ」と応答しました。語るに落ちた、とはこのことでしょうか。T氏にとってはALPS処理水の海洋放出が続く間は興味ある研究を続けるための研究費に困ることはない、ということですから。

今回の私のパネル展示報告は「宮城県大崎市放射能ごみ焼却におけるリネン吸着法による大



気中へのセシウム粉塵漏れ調査」というもので、大崎市放射能ごみ一斉焼却において、セシウムを含む微小粉塵が焼却炉から漏れていることをリネン吸着法で明らかにしたことと、リネン吸着法がセシウムを含む微小粒子を効果的に捕捉しているメカニズムについての考察を中心にしたものです。

夕方のパネル展示セッションで、例のコーディネーター氏が私のパネル展示を見ていたので、「説明しましょうか？」と声を掛けると、是非、というので説明しました。セシウム微小粒子の吸入が問題という知識はあったようで、「一般的な測定方法であるエアダストサンプラをパーティクルカウンタで測ると微小粒子は半分くらい漏れていて捕捉出来ない」といった辺りから顔付きが変わってきました。どうやら、さっき一歩乱を巻き起こした私と気がついたようです。「それは根本的な問題だ」と言って、「頭がパンパンなのでこれ以上入らないと」言って、逃げる様に去っていかれました。もう少しお話できたら良かったと思いました。

参加した専門家の中でも、表立っては何も言いませんが、おかしいと感じている人も、それなりにいるようで、何人かの人が私のパネル展示を見て熱心に説明を聴いてくれました。「重要な問題なので何か雑誌に投稿したら」というアドバイスもありました。「まあ、中々理解されないかもしれないけど」と独り言のようにつぶやいていたのが印象に残りました。

大学や研究機関では文科省からの科研費という研究費用の獲得に苦勞しているとの話を耳にします。政府、経産省、環境省の意向に沿うような研究でないと、なかなか研究費が下りない。一方で防衛省枠の研究予算は潤沢に取れるとも聞きます。こうした形で自由な研究が縛られている実態を改めて垣間見た思いです。

(ちくりん舎理事 青木一政)



ちくりん舎 会員募集中

ちくりん舎では会員・賛助会員を募集しています。メールまたは電話、FAX でお問合わせ下さい。

●正会員

団体会員 / 年会費 1 口 10,000 円 (何口でも)

個人会員 / 年会費 3,000 円

ちくりん舎の運営に関わり、ちくりん舎を支えていただく団体、個人です。

●賛助会員

年会費 1 口 1,000 円 (何口でも)

ちくりん舎の趣旨に賛同して支えていただく方々です。ちくりん舎のニュースレター、イベント案内等の情報が受け取れます。

★カンパも随時受け付けています。

<市民放射能監視センター口座>

●ゆうちょ銀行

振込口座 : 00150-5-418213

加入者名 : 市民放射能監視センター

シミンホウシャノウカンシセンター

●他行からの振込の場合

店名 〇一九 (ゼロイチキョウ店)

預金種目 : 当座

口座番号 : 0418213

Web サイトにてお待ちしております。

<http://chikurin.org/>

